

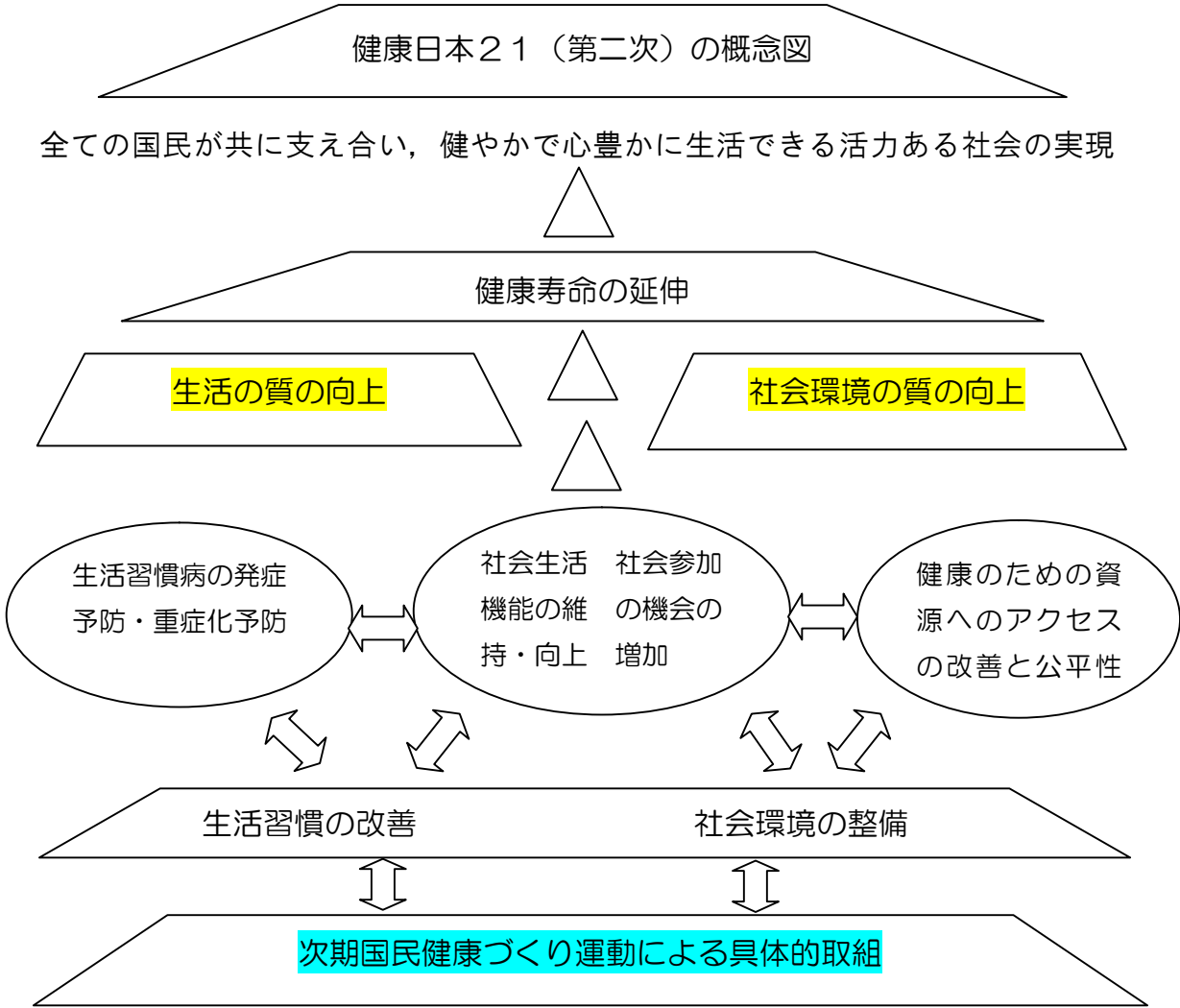
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

守谷市では、市民の健康づくりを展開するため、平成16年3月に「健康もりや・健やか親子21計画」（計画期間：平成16年度～平成25年度）を策定し、市民が生き生きと安心して暮らせるように、家族、地域が一体となった健康づくりを目指してきました。

本年度が計画期間の最終年度に当たることから、これまでの活動を振り返り新たな健康づくり計画を策定しました。

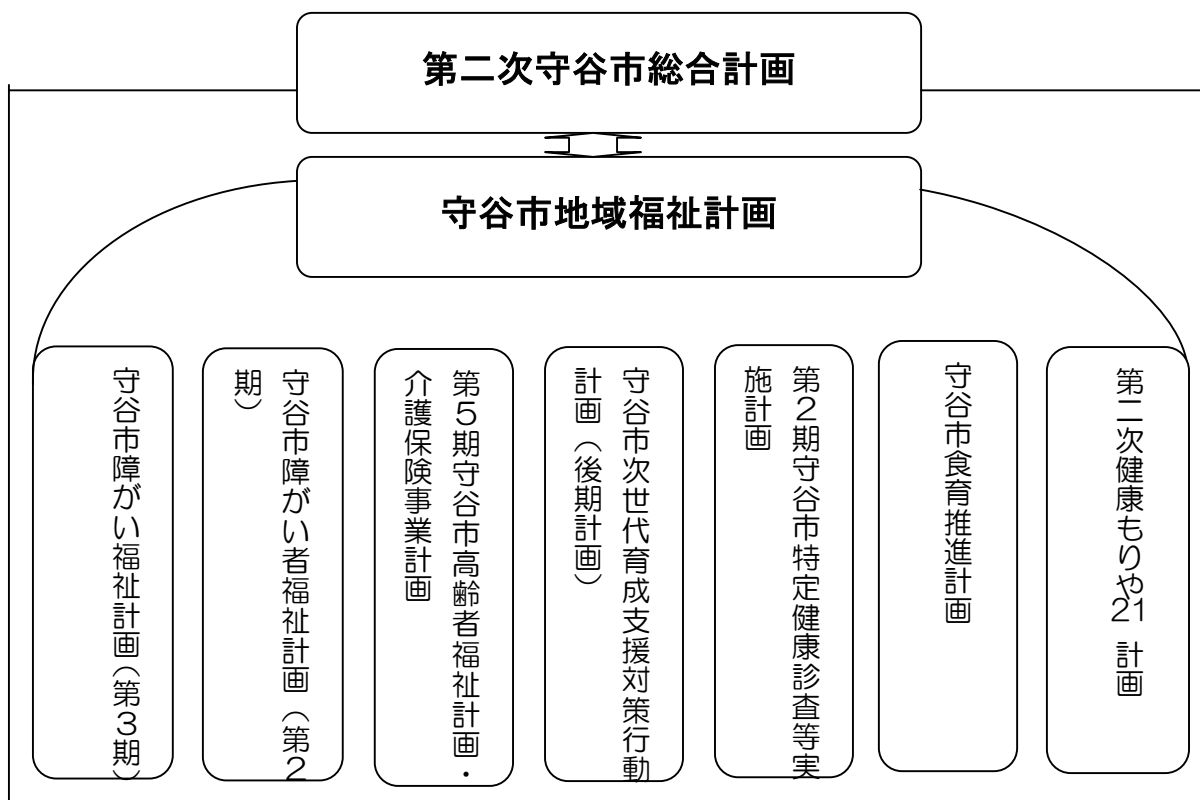
「第二次健康もりや21計画」の目指す姿は、全ての市民が共に支え合って、健康で幸せ（健幸）に暮らせる社会です。



2 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法が定める「健康日本21（第二次）」の地方計画として、健康づくりの目標や施策の方向性を定めるものです。

本計画は、第二次守谷市総合計画の部門別の下位計画であり、守谷市地域福祉計画、守谷市障がい者福祉計画（第2期）、守谷市障がい福祉計画（第3期）、守谷市次世代育成支援対策行動計画、第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市食育推進計画、第2期守谷市特定健康診査等実施計画と同列であり、相互に連携を図って策定したものです。



3 計画期間

国の「健康日本21（第二次）」では、平成25年度から平成34年度までの10年間、県の「第2次健康いばらき21プラン」では、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間として策定しておりますが、「第二次健康もりや21計画」では「第二次守谷市総合計画」や「守谷市地域福祉計画」「守谷市食育推進計画」の計画期間と合わせるため、計画期間を平成26年度から平成33年度までの8年間とし、平成28年度に中間評価を行い、必要に応じて計画内容を見直します。

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、保健福祉審議会の健康づくり部会において、第

二次守谷市総合計画のほか関係する諸計画との整合性に配慮し、素案を作成しました。

平成26年 月 日、守谷市保健福祉審議会に諮問し、月 日答申を得ました。

5 進行管理

本計画については、保健福祉審議会健康づくり部会が随時その進捗状況を把握し、守谷市保健福祉審議会へ報告するとともに、定期的に市ホームページ及び広報もりやに掲載して市民にお知らせします。